分野参考様式第１５－６号

特定自動車運送業準備雇用契約書

特定自動車運送業準備所属機関　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

特定自動車運送業準備外国人（候補者を含む。）　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

別添の雇用条件書に記載された内容に従い、特定自動車運送業準備雇用契約を締結する。

本雇用契約は、乙が、在留資格「特定活動（特定自動車運送業準備）」により本邦に入国して、又は同在留資格への変更等を受けて、講習及び指導（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第３８条第１項及び第３９条に規定する指導監督、同規則第３８条第２項に規定する特別な指導並びに同規則第３８条第５項に規定する指導を受けること並びに同規則第３８条第２項に規定する適性診断を受けることを含む。）を受け、若しくは自動車運送業分野に属する技能を要する業務に付随する業務に従事する活動又は特定活動告示第５５号別表第１７に掲げる免許を受けるために自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受ける活動を開始する時点をもって効力を生じるものとする。

雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用契約の始期と終期）は、実際の入国日又は許可日に伴って変更されるものとする。

なお、雇用契約を更新することなく雇用契約期間を満了した場合、及び乙が何らかの事由で在留資格を喪失した時点で雇用契約は終了するものとする。

本雇用契約書及び雇用条件書は２部作成し、甲乙それぞれが保有するものとする。

　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　締結

甲　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

（特定自動車運送業準備所属機関名・代表者役職名・氏名・捺印）（特定自動車運送業準備外国人の署名）